

ハンガリー経済改革と外国貿易

平 泉 公 雄

はじめに

1968年にハンガリーが経済改革を実施し、その中で旧来の中央集権的指令型経済計画・管理システムを放棄し、これにかえて、「規制された市場」に基礎をおく間接的経済計画・管理システムを導入したことは周知のことである。経済改革の結果、旧システムの根幹であった計画割り当て制と義務指標は廃止され、経済的規制用具がこれらにとってかわった。68年経済改革が、60年代前半に見られた経済成長率の全般停滞に触発されたものであったこともよく知られている。経済改革の実現に主要な役割を果たした経済改革派の人々——ニュエルシュ・レジョー、ティマル・マーチャーシュ、チコーシュ・ナジュ・ペーラ etc.——は、この成長率鈍化の根本原因を、次の点に、すなわち、ハンガリー経済がすでにエクステンシブな発展の余力を汲み尽していまインテンシブな発展の可能性のみが残されている段階に到達したにもかかわらず、旧来の計画・管理システムはこの新しい課題に対応しえなくなっているという点に見出した。彼等によれば、インテンシブな経済発展は、商品・貨幣カテゴリーの能動的利用、つまり市場メカニズムの活性化によってのみ可能になるとされたのである。

新経済メカニズムの導入後すでに12年間が経過した。この間の歩みはきわめて複雑な軌跡に色どられている。これについては筆者自身すでにある程度の検討を加えたことがある¹⁾、ここで繰り返すことはしないが、結論のみを言えば、①70年代前半に一連の後退現象が発生した、②だがその時にあっても経済改革の根幹は守り通された、③77年後半以降改革理念が復権し、経済改革の新たな前進——経済改革の第2段階——が開始されると総括することができる。

本稿で検討を加えようとする外国貿易問題は、ハンガリーの経済改革においてきわめて重要な位置を占め、また現在も占めている問題である。それは、外国貿易が

ハンガリー経済を決定的に左右する程の重要性をもつところから必然的に帰結されたことである。ハンガリー経済は、①国内市場が狭隘であり、②農産物と一部の鉱物資源(ボーキサイト、マンガン)を除き天然資源に乏しいという制約をまぬがれないがゆえに、経済成長はそれ以上のテンポでの貿易拡大をもたらすという宿命を背負っている。事実、輸出の対国民所得比率は、1949年の12%から1959年には23%、1965年には33.4%、1970年には36.8%、1976年には47.6%、1977年には50.2%、1978年には47.3%へと——最近若干の低下が見られるとはいえ——急激な上昇を見せている。これらの比率は、COMCON諸国の中でもっとも高い水準を代表するものであって、このことは、ハンガリー経済がいちじるしく開放経済化した体質をもつことを如実に物語っている。

かかる高度に開放経済化したハンガリー経済においては、国内の生産活動は世界市場の動向を無視しては成り立たないし、国民経済全体の効率も世界市場におけるハンガリー産品の国際競争力と輸入原燃料の価格動向と切り離しえないものとなる。しかもこうした事情は、ハンガリー貿易相手国の中で資本主義諸国の地位が急激に高まってきたことによっていっそう重大な意義を有するものとなった。貿易総額に占める資本主義諸国の割合は、これがもっとも落ち込んだ1953年には23.9%にすぎなかったが、1960年には29.4%、1970年には33.6%へと上昇し、1978年にはついに44.2%を占めるにいたっているのである。加うるに、ハンガリーにとっての資本主義諸国の重要性は、対資本主義圏貿易収支が戦後ほぼ一貫して赤字であり、しかもその赤字幅が傾向的に拡大してきていることによっていっそう強められている。ハンガリーの輸出総額に占める資本主義市場向け輸出の割合は1960年には28.6%であったが、ハンガリーの輸入総額に占める資本主義圏からの輸入割合は30.2%であり、すでにこの時から前者よりも後者の方が高くなっているが、その後これらの割合は、1965年には29.8%対33.6%、1975年には27.8%対34.3%とその差が拡大し、1978年にはついに前者の39.1%に対し、後者は48.3%となるにいたっている。このことは、一方ではハンガリ

1) 平泉公雄「ハンガリー経済改革10年の道程」『アジア経済』第20巻第5号、1979年5月、23~49ページ。

一産品が資本主義市場で十分な競争力を備えてこなかったし、今も備えていないことを物語っているが、同時に、ハンガリーが、インテンシブな経済発展のためには、深刻な外貨不足にもかかわらず高品質・高生産性の西側商品の輸入に力を注がざるをえなかったことをも示している。

以上の状況は、経済改革の有機的一環としての貿易システム改革の基本方向をおのずと決定した。その基本方向とは、世界市場と国内市場が密接不可分の相互依存関係にあるという事実を受け入れ、この依存関係を国内生産企業の経営環境の中に直接的にビルド・インすること以外ではありえなかった。経済改革以前の経済管理システムのもとでは、国内の生産(商業)企業は、世界市場から切り離されていた。たとえば、貿易活動は、これを目的として組織された貿易専門企業(いわゆる貿易公団)に全て集中されていたし、国内生産(商業)企業と貿易企業が結ぶ出荷契約は、貿易企業が外国企業との間に結ぶ貿易契約とは無関係であった。こうして、国内生産者(出荷)価格と現実の貿易価格は相互に無関係に決定されており、それゆえ国内の生産(商業)企業は、彼等が入手する輸入原料価格が現実にはいくらであり、彼等が生産し輸出した生産物が世界市場でいくらで売られているのかを全く知ることがなかった。こうしたシステムのもとでは、意図すると否とにかかわらず、国内生産(商業)企業が国民経済的に見て巨大な浪費を行うことは避けえようもなかった。

市場メカニズムの活性化を通じたインテンシブな経済発展をめざそうとする経済改革が、こうした旧来の貿易システムを拒絶したのはいわば当然であった。改革理念からすれば、貿易活動は、国内生産(商業)企業の活動に直接にか、もしくは少なくともよりタイトに結合される必要があった。

かかる認識を踏まえつつ筆者は、本稿で次の2つの課題を取り上げたいと考える。その課題とは、まず第1に、経済改革が貿易システムの中に持ち込んだ「世界市場と国内市場の関連強化」の制度的枠組を多面的に把握することであり、第2にこの制度的枠組の中で機能する、貿易活動自体に関連する、経済的規制諸用具を具体的に検討することである。

I 世界市場と国内市場の関連強化

世界市場と国内市場の関連強化を目的として経済改革が実施した制度的改革は多岐に亘っている。それは、主として、以下に列挙する諸分野である。

- ① 貿易権限賦与と企業の範囲拡大と貿易企業選択制の導入、
- ② 国内生産(商業)企業と貿易企業の取引契約形態の改善、
- ③ 貿易契約許可制度の弾力的運用、
- ④ 世界市場価格と国内市場価格の結合強化、以上である。

以下、これらの諸分野についてより詳細な検討を行うべく。

1. 貿易権限賦与と企業の範囲拡大と貿易企業選択制の導入

貿易に従事しうる権限を賦与された企業(貿易企業)の範囲は、1956年まで外国貿易省直属の貿易専門企業(貿易公団)にのみ限定されていた。しかし1957年以降、一部の生産企業にも貿易権限が与えられるようになった。だがこうした企業はわずか数企業にすぎず、これらを加えても貿易企業数は1968年までたかだか40程度であった。ところが経済改革とともに、国内生産・商業企業と貿易の結びつきを強化する観点から、貿易企業の範囲がいちじるしく拡大されることになった。こうして、1968年1月1日付で貿易権限を獲得した企業数は、合計71となっている。その内訳は、外国貿易省直属の貿易専門企業が37、他の部門別産業省の監督下にある貿易専門企業が6、その他の生産・商業企業が28であった²⁾。貿易権限を賦与された企業数はその後も増大していったのであって、1980年現在では総計114に達している(ただしこのうち10は、貿易代理店——貿易企業に外国パートナー企業を仲介する企業——である³⁾)。この他、西側企業と産業協力関係を結んだ生産企業については、この産業協力に関連する生産物の輸出・入について一時的に貿易権限を賦与することになっている。

生産・商業企業に対する貿易権限の賦与は、以下の基準にもとづいている⁴⁾。

(1) 輸出権限の賦与

① 生産企業の場合

- (a) 外国企業と直接的関係をもつことが技術的見地から見て正当な場合、

2) Biró József, *A magyar külkereskedelmi politika, Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó*, 1970, 71. old., 124 ~ 133. old.

3) *Directory of Hungarian Foreign Trade Companies*, 1980, Hungarian Chamber of Commerce, 1980.

4) 1/1967. (III. 9) GB. számú határozat, *A külkereskedelem lebonyolításában közreműködő vállalatok kapcsolatát szabályozó elvekről*.

- (b) 当該企業が対象品目の生産において独占的地位を占めている場合、
- (c) 当該企業の生産活動が主として輸出向けであり、かつその輸出量が大きい場合、

② 国内商業企業の場合

- (a) 生産財を扱う商業企業。ただしその活動が外国企業との産業協力にもとづく場合、
- (b) 例外的には、その他の商業企業にも賦与される、

③ 外国企業との間の専門化・協業化協定にもとづく場合にかぎり、一時的輸出権限が与えられる、

(2) 輸入権限の賦与

① 生産企業の場合、

- (a) 当該企業が、輸入される原材料、半製品、部品の唯一の使用企業であるか、もしくは主要使用企業(輸入の80%以上を占める)であり、かつ技術的に見て正当な理由を有する場合、
- (b) 外国企業との専門化・協業化協定にもとづいて当該企業の事業分野に属する商品を輸入する場合、
- (c) 特殊なケースについては、その他の生産企業——さらにはサービス企業(運輸・通信関係)、非営業機関——に対しても、特殊な部品・包装用資材に関して一時的な輸入権限が与えられる、

② 商業企業(生産財関連企業のみ)の場合、

- 対象品目の使用企業の範囲が安定しており、かつ組織的にまとまった単位を構成している場合、もしくは使用企業は分散しているが、事業分野としては等質性を有する場合、

③ 卸売商業企業の場合

- 消費財を扱っており、しかもその小売りにも従事している場合、以上である。

貿易企業(貿易専門企業、貿易権限を賦与された生産・商業企業)の貿易権限は、特定の生産物(もしくは生産物グループ)・サービス・工業所有権を対象として与えられる。産業協力にもとづく特別の貿易権限を別にすれば、同一品目(品目グループ)が複数の企業に賦与されることはない。しかしこれは、貿易企業が特定の生産物・サービス・工業所有権について独占的取引権を手にするを意味しており、そのために、貿易権限を持たない生産・商業企業が不利益を蒙るおそれが生ずる。そこでこの点を考慮し、1967年10月には貿易企業の選択制にかんする外国貿易大臣通達が出された。この通達は、1978年1月には、ほぼ同一内容の外国貿易大臣命令(通達よ

りも上級の法令)にまで高められた⁵⁾。この大臣命令によれば、外国貿易大臣は、貿易権限を有さない生産・商業・サービス企業が正式に要求した——貿易権限の許可変更を要求する請願書を、新たに指名される予定の貿易企業の同意書をそえて外国貿易大臣に提出した——場合には、商品、サービス、工業所有権の国際取引に関する貿易権限を、従来これを賦与されていた貿易企業から、この任務を果たすに十分な条件を備えた他の貿易企業に移すことができるとされている。もっとも外国貿易大臣がこうした許可変更を行うのは、それによって外国企業との交渉がより有利になり、また国内の生産上、消費上の利益がそれによって犯されないということが明白な場合のみであるが。

以上のように、貿易権限賦与企業の範囲拡大と貿易企業選択制の導入により、多くの生産・商業企業が外国企業と直接的な接触を持つようになったほか、貿易権限をもたない生産・商業企業もまた貿易企業の貿易活動に対しより能動的な影響力を行使しうようになった。

2. 国内生産・商業企業と貿易企業の取引契約形態の改善

貿易権限を賦与された企業の範囲が生産・商業企業にまで拡大されたとはいえ、その数は、輸出品生産企業と輸入品使用企業の数にくらべれば微々たるものである。そのことは、先に述べた114の貿易企業のうち生産・商業企業の数がかたかだか40数企業でしかないと考えられるのに対し、たとえばハンガリーの輸出企業数は340以上に達する——この340社で輸出総額の95%を占める——ところからも明らかであろう。したがって経済改革以後においても、貿易の大部分は、貿易専門企業によって担われざるをえなかった。これは、生産・商業企業の多くが、独自の貿易担当スタッフを維持しうるほどには大規模でないことからしても避けられないことであった。

だが経済改革以後における貿易専門企業と貿易権限を持たない生産・商業企業の取引契約関係は大きく変化した。経済改革以前には、生産・商業企業と貿易専門企業の取引関係は、すべて納入契約(szállítási szerződés)の形態をとった。この納入契約は、生産・商業企業同士の間で締結される納入契約となら異なるところがなかっ

5) 20/1967. (Kk. É. 28) KKM. számú utasítás, A külkereskedelmi tevékenységet folytató vállalatok közötti választásról; 1/1978. (I. 14) KKM. számú rendelet, A külkereskedelmi tevékenységre jogosult vállalatok közötti választásról.

た。つまり、先にも述べたように、貿易専門企業が外国企業との間に結ぶ貿易契約(külkereskedelmi szerződés)とはなんらの関係も有していなかった。貿易企業は、義務的計画課題と納入契約締結義務にしばられていたため、たとえその生産物を外国市場で適当な価格で売りさばけなくとも、納入契約を締結せざるをえなかったし、国内(生産)企業は、その生産物が実際に輸出されたかいかにかかわらず、公定国内価格にもとづく代金を手にすることができ、輸入の場合も、実際の輸入価格とは関係なく、公定国内価格にもとづく代金を支払えば済んだのである。だが世界市場と国内市場の関連強化をめざす経済改革にとって、従来のやり方はもはや維持しうるものでなかった。

新しい要請に応じて経済改革が採用したのが、多様な国内取引契約形態の導入とこれら契約諸形態の間における選択自由制であった。

1967年11月23日に公布された閣僚評議会命令によれば、貿易企業は国内生産・商業企業との間に以下に述べる4つの国内取引契約形態のうちのいずれかを締結することができるものとされた⁶⁾。また、その際どの契約形態を選択するかは、当事者企業間の自由協議にもとづくものとされた。4つの国内取引契約形態とは次のものである。

- (a) 貿易企業の自己勘定貿易と結合した納入契約 (szállítási szerződés)
- (b) 協同契約(társasági szerződés)
- (c) 委託契約(bizományi szerződés)
- (d) 代理依頼(契約)(ügynöki megbízás)

以下、各々について検討する。

(a) 貿易企業の自己勘定貿易と結合した納入契約

この契約形態は、経済改革以前のそれを継承したものである。すなわち貿易企業は、自己のリスク負担において貿易契約を締結し、これに対応する納入契約を国内企業と結ぶのである。だが先に見たような、この契約形態にともなう、欠点を考慮し、この方式の採用に対しては厳しい制限が加えられている。というのは、自己勘定貿易を希望する貿易企業は、対象品目について外国貿易大臣から特別の許可をえなければならぬのである。かかる事情を反映し、ハンガリーの貿易総額に占める自己勘

定貿易の割合は、現在10%程度である。自己勘定貿易が残された理由は、主として以下の3つであった⁷⁾。

(イ) 輸入品の使用企業や輸出品の生産企業が零細かつ多数である場合、個々の取引高が小さいため、あとにのべる契約諸形態を利用するのが困難であること、

(ロ) 多数の生産企業から納入される生産物を一括して整理・包装・ブレンドしたり、組み立てたりしなければならぬことがあること、

(ハ) 世界市場価格の、景気変動にもとづく、短期的変動と国内市場の需給動向を貿易企業が独自に判断して取引することが国民経済的利益に沿う場合も多いため、こうした可能性を保障するものとして自己勘定貿易を残す必要があったこと、以上である。

すでに見たように、自己勘定貿易を前提とする納入契約は、原則として貿易契約とは別個に決定されるものである。しかしすでに1970年代初頭から、納入契約と貿易契約を結びつける試みもなされている。たとえば、ピーロー・ヨーゼフが述べるによれば、国内の納入契約(フォリント建て)を締結するさいに、当事者間で予め「内部為替レート」を設定しておき、実際の貿易契約が国内企業にとってこれよりも有利になった場合——外貨建て販売価格が予定よりも大きくなったとか、公定商業為替レートが切り下げられたとかいった場合——には、ここから生じた利益を、逆に不利になった場合にはその損失分を、当事者企業間で折半し合うといった方式がそれである⁸⁾。

以上のような事情も1つの背景であろうが、近年、自己勘定貿易の利点が見直されているようである。たとえばギルラーニ・ゾルターン(外国貿易省の一部長)は、今年(1980年)7月1日付のネーブサバッチャグ紙において、貿易総額に占める自己勘定貿易の割合が今後いく分高まるかもしれないと述べている。その理由として彼は、これまできわめて複雑だった租税・補助金体系が今回の経済規制システム改正で簡素化され、しかも単一為替レートがすでに68年以来機能しているという状況のもとでは、自己勘定貿易においても国内の生産・商業企業に世界市場の影響を伝達することは可能であり——もし伝えなければ、貿易企業が不利益を蒙る——、したがって自己勘定貿易に伴う欠陥がすでに除去されている以上、貿易企業により大きな能動性とリスク負担能力を保障する自己勘定貿易は、貿易全体にとっても有利だから

7) Biró József, 前掲書, 115. old.

8) Biró József, *A magyar külkereskedelmi politika II, Közgazdasági és Jogi Könyvkiadó, 1973, 118. old.*

6) 32/1967. (IX. 23) Korm. számú rendelet, *A külkereskedelmi tevékenységet folytató vállalatok belső szerződéseiről*; 54/1978. (XII. 7) MT. számú rendelet, 32/1967. (IX. 23) Korm. számú rendelet módosításáról.

であると述べている⁹⁾。このため、今年1月1日から実施されている貿易手数料一覧表では、自己勘定貿易に対し、後に紹介する委託貿易よりも有利な料率を保証している¹⁰⁾。つまり、貿易企業にとっても自己勘定貿易の「うまみ」はいちじるしく高まっているのである。

(b) 協同契約

この契約形態は、経済改革のさいに導入された新しい方式であって、貿易企業と生産企業(例外的には商業企業も)が恒常的な共同利害関係の創出をめざす協定(協同契約)を結び、この契約の範囲内でおこなわれる貿易・生産活動からえられた利益(もしくは損失)を契約当事者企業間で配分しようとするものである。この方式には2つの形態がある。ひとつはプール(pool)方式であり、いまひとつはア・メータ(a méta)方式である¹¹⁾。

プール方式とは——いま一般的なケースを取り上げるならば——輸出生産企業と貿易企業が共同勘定を設定し、生産企業はここに原価で生産物を渡し、貿易企業はその輸出代金を共同勘定に入れ、ここから貿易に伴う諸経費を控除し、残った利潤(もしくは欠損)を、協同契約に定めた一定比率で定期的に配分しあう、というものである。

一方、ア・メータ方式のもとでは——同じく一般的ケースについて見れば——、生産企業は貿易企業に対し原価と一定の利潤から構成される計算価格で生産物を引き渡し、実際の輸出価格(ただし一定の商業マージンとその他諸経費を控除する)が計算価格を上廻った場合には、この差額を協同契約に定められた比率で貿易企業と分け合うということになっている。

プール方式、ア・メータ方式は、輸出のみを対象とする訳ではない。輸出企業が輸入品(原材料、部品、半製品)を用いて輸出商品を生産しており、しかも貿易企業がこれらの輸入品をも扱っている場合には、輸出入全体に対してこれらの方式を適用する場合もある。この他、これらの方式が生産企業に対する貿易企業の投資資金援助と結合するケースも見られる。たとえば、モンベックス(農産物貿易専門企業)総裁のデルガーチ・フェレンツは、モンベックスが、チェーンガム生産のために製菓企業に対し1600万フォリントを融資し、これによ

って拡大した生産能力により30万ドル相当の輸入を節約したほか、輸出と国内販売からえられた年2000~3000万フォリントの利潤を生産企業と折半したと述べている。彼によれば、モンベックスは過去10年間にこうした性格の融資を総額4億5000万フォリントも行ってきたという¹²⁾。

協同契約は、不定期間もしくは一定期間を対象として締結される。したがって貿易企業と生産企業の間には、恒常的な共同リスク負担関係が生み出されることになり、貿易活動は生産企業にとっても重大な関心事となる。これは、経済改革がめざした「世界市場と国内市場の関連強化」の要請に完全に合致するものである。事実、協同契約にもとづく貿易のシェアは高まりつつあり、輸出について言えば、今日ではすでにその41%が協同契約の枠内で行われている¹³⁾。しかしこの方式は、生産企業が大量かつ恒常的な輸出を行っている場合にしか有効でないのであって、すべての生産企業にこれを適用することはできない。そこでいまひとつの方法として登場するのが委託契約方式である。

(c) 委託契約

委託契約とは、貿易企業(受託者)が、個々の輸出入案件について、一定の委託手数料を対価として、国内の生産・商業企業(委託者)に代り委託者の名において貿易契約を締結することを請負う契約である。協同契約と同様、委託契約もまた経済改革の際に導入された方式であるが、経済改革直後には貿易にかかわる国内取引形態のうちでもっとも主要なものとして位置づけられていた。事実、それは法的な裏付けをもっていたのであり、たとえば、先に紹介した1967年11月23日公布の閣僚評議会命令——注6参照——は、一方では国内取引契約形態の選択を貿易企業と国内企業の自由協議に任せつつも、他方ではもし合意が成立しなかった場合には委託契約形態が採用されると定めていた。こうして1968~71年間には、貿易取引総額の実に58~62%がこの契約形態のもとで実現された¹⁴⁾。

委託契約は、貿易企業と国内企業のいずれが発議して

12) Lovász Péter, 前掲記事。

50%の利潤配分比率は、モンベックスにとってきわめて有利なものであった。なぜなら、通例の協同契約では、モンベックスの取り分は20%以下だからである。なお、モンベックスが扱う貿易取引のうちの90%は協同契約にもとづくものであるという。

13) 同上。

14) Biró József, *A külkereskedelmi politika II.*, 1973, 117. old.

9) Lovász Péter, "A felek egy hajóba szállnak," *Népszabadság*, 1980, július 1.

10) 14/1979. (XI. 1) ÁH. számú rendelkezés, *A külkereskedelmi tevékenységre jogosult vállalatok árképzéséről*.

11) Biró József, *A magyar külkereskedelmi politika*, 1970, 112~113. old.

も良いことになっている。しかし国内企業が委託契約を要求した場合には、原則として貿易企業はこれを拒絶することができない。貿易企業が委託契約を拒絶できるのは、貿易企業に委託契約を遂行するだけの能力がないとか、その委託契約が貿易関連の諸規則に違反しているということを貿易企業が証明しえた場合にかざらされている。委託契約には、対象品目、品質、価格(輸出の場合には最低価格、輸入の場合には最高価格)、納入時期、委託手数料、その他経費負担が明記されており、貿易企業はこれらの条件に沿って貿易契約を作成することになっている。委託手数料を除く諸条件は、原則として委託企業が提示する。委託手数料は、当事者の自由協議にもとづき決定されるが、全国資材・価格庁から品目ごとに一応の基準が与えられている。ただし実際の貿易契約が委託契約よりも有利となった場合には、これによって生じた利益の10%を委託手数料に上乘せしてもよいことになっている。一方、貿易契約が委託契約よりも不利になる場合には、事前に委託企業の同意をえなければならぬ。委託企業の事前同意なしに締結された貿易契約については、委託企業はこれを拒否しうるとされている。

以上からも明らかなように、委託契約にもとづく貿易においては、委託企業(国内生産・商業企業)の方に主導権がある。したがって国内の生産・商業企業は、貿易にかかわるリスクを全面的に引き受ける訳であり、その意味では世界市場と国内企業を直接結合させる上でこの方式は適切であったと言える。しかし改革実施後ほどなくしてこの方式にも欠陥のあることが判明した。それは、当初委託手数料がかなり高い水準に設定されたという事情もあったが、貿易企業が外国企業との貿易契約の作成に当たって条件(とくに価格)の改善にあまり積極性を示さなかったということである。だが実際の貿易価格の決定においては貿易企業が大きな役割を演ずるのであって、貿易企業の能動性をそごような方式は国民経済的に見ても有利とは言えない。そのため、今日でも委託契約方式が主要な契約形態としての位置づけを与えられていることに変わりはないが、現実には、先にのべたような協同契約方式が意識的に推進されるにいたっているのである。

(d) 代理依頼(契約)

代理依頼(契約)は、貿易企業同士の間で結ばれる契約であって、貿易相手となりうる外国企業のあっせん仲介を内容とするものである。その狙いは、貿易企業相互の連携を強化し、専門商社性格の強いハンガリー貿易専門企業の弱点をカバーすることにある。すでに見たよう

に、その数は今日10社にのぼっている。

3. 貿易契約許可制度の弾力的運用¹⁵⁾

国家貿易独占の一環としてすべての貿易契約(ただし1件5000フォリントを越える契約)は、締結に先立ち外国貿易大臣の事前承認を必要とする。この点は経済改革前と変っていない。しかし改革前(1967年11月まで)には貿易商談の開始についても大臣の事前承認が義務づけられていたのに対し、改革後はこの義務が廃止されている。さらに経済改革後は、事前承認なしに締結された貿易契約についても——原則としてこれは無効なのであるが——外国貿易大臣が事後的に承認を与えれば有効になるとされている。

貿易企業が外国企業との商談を通じて作成した貿易契約案は、許可申請書に添付され外国貿易大臣に提出されるが、ここで国民経済的観点からの審査が行われる。その際、契約の妥当性と内容については、国内市場的バランスの点で問題がないかぎり、ほぼ自動的に承認が与えられることになっている。むしろ審査の際とくに考慮されるのは、貿易相手国の対ハンガリー貿易政策である。すなわち、貿易相手国がハンガリーとの協定に反する行為を行っているとか、事実としてハンガリーの利益に反する措置を講じている場合には、輸出入枠の設定や、すでに発行された許可証の取り消しが行われるのである。

以上のように、経済改革後の貿易契約許可制度は、原則として貿易企業の具体的経営活動(とくに契約内容)には干渉せず、貿易の国民経済的な方向づけにのみ重点をおいた形で運用されている。これは、貿易活動に対する行政的干渉を抑制し、世界市場と貿易企業の結合をより強化する上で無規しえない役割を果たしている。

4. 世界市場価格と国内市場価格の直結化

世界市場と国内市場の関連を強化する上でもっとも中心的意義を有する問題は、内外価格体系の連携強化である。経済改革構想では、世界市場価格と国内市場価格の間に有機的な結合関係を作り出さねばならないという思想が1つの柱となっていた。しかしこの思想を現実に実現するまでには、かなり長期の準備が必要とされた。なぜなら、もしこれを数年以内に実施しようとするれば、国民経済全体が救いようのない混乱状態に陥ることは、火

15) 3/1967. (XI. 26) KKM. számú rendelet, *Áruk és szolgáltatások külkereskedelmi forgalma engedélyezésének rendjéről*; 3/1977. (VII. 23) KKM. számú rendelet, *Az áruk, szolgáltatások és anyagi értéket képviselő jogok külkereskedelmi forgalma engedélyezésének rendjéről*.

を見るよりも明らかだったからである。かくてこの思想は、改革後12年間を経た今年(1980年)にいたってようやく実現されたのである。そこで、この思想が実現されるまでの過程をいまいし詳細に跡づけてみることにしたい。

内外価格体系の連携強化の問題は、単一商業為替レートの創出と世界市場価格に基礎をおく国内価格形成方式の創出という2つの側面から見る必要がある。

(a) 単一商業為替レートの創出

国家貿易独占体制が確立した1949年以降、ハンガリーには単一の公定為替レートが設定されていた。だがこの為替レートの基礎をなしていた通貨は、国内で流通しているフォリントではなく、外貨フォリント(D・F)と呼ばれる為替決済用のフォリント通貨であった。この外貨フォリントと国内流通フォリントの間の交換レートは、部門毎、品目毎に異なっており、そのため外国通貨と国内流通フォリントの交換レートは、事実上複数であった。

外国通貨と外貨フォリントの間の公定為替レートは、金平価によるものとされていた。このレートは、1949年当時1ドル=11.62外貨フォリントであり、これは60年代を通じ不変であった。しかしその後、資本主義圏の為替レートが変動制に移行するに伴い、外貨フォリントの為替レートも変動するようになり、たとえば1973年現在では1ドル=9.73外貨フォリントとなっている。だがそれでもなお、金平価に基礎をおくこの公定為替レートは、時間の経過とともに、本来あるべき実勢の為替レートからますます遊離していったのであって、こうした外貨フォリントで表示される公式貿易統計は、ハンガリー貿易の現状を把握するうえからも有害なものとならざるをえなかった。

かくてこの外貨フォリントは1975年末に廃止されるにいたった。これにかわって1976年1月1日から公式に表示されるようになったのが公定商業為替レートである¹⁶⁾。この公定商業為替レートは、外国通貨と国内流通フォリントの間の直接的な為替レートであり、しかも単一建てである(複数建てではない)。したがって正式には、この時点をもってハンガリーは単一商業為替レート制に移行したことになる。だが実際には、すでに1968年から事実上の単一商業為替レートが採用されている。この年に導入されたいわゆる貿易価格係数(külkereskedel-

mi árszorzó)がそれである¹⁷⁾。なぜこれが正式の為替レートと呼ばれなかったかといえ、当時は外貨フォリントがまだ正式の為替決済用通貨とされていたからである。したがって、1975年に外貨フォリントが廃止されるに至ってはじめて、貿易価格係数は正式の公定商業為替レートと宣言されたのである。むろんこの公定商業為替レートは、自由な為替取引によって形成されるものではなく、その具体的なレート決定は、平均外貨産出コストにもとづいている。この平均外貨産出コストとは、ハンガリーの輸出構造を前提としたうえで、外貨建て輸出総額とこれの国内価額を対比し、1ドル当り何フォリントと算出したものである。1968年当時の平均外貨産出コストは、1ドル=60.フォリントであった。しかしその後のドル下落で、1973年には1ドル=50フォリントとなり、現在(1980年2月以降)では、1980年1月1日実施の国内工業製品価格引き下げもあり、1ドル=35フォリントとなっている。

ついでながら、公定商業為替レートは、商品貿易(商品の運送、保管、工業所有権の取引をふくむ)にかかわるものであって、観光、郵便、保険、個人的外貨交換等には適用されない。これらについては公定非商業為替レート(いわゆる旅行者レート)が用いられている(旅行者レートの採用は、1957年4月にさかのぼることができる¹⁸⁾)。現在このレートは、1ドル=20フォリントである。その算定は、国内消費財全体を対象とする購買力平価にもとづいている。公定非商業為替レートの存在をも考慮すれば、現在のハンガリーの為替レートは二本建てだということになるが、ハンガリーの経済指導者、経済学者の間では真の単一為替レートの必要性が叫ばれており、近い将来これの実現が予想されている。

上記のような問題は残されているが、貿易取引の分野に単一為替レートが導入されたことにより、世界市場と国内市場を直接連結するチャンネルは作り出された。だがこのことは、世界市場価格と国内価格が個々の品目(もしくは品目グループ)についても直結したということをもなら意味しない。なぜなら、経済改革後においても、国内価格の決定は、世界市場価格の動向とは一応別個におこなわれていたからである。そこで国内価格の形成原理を検討する必要がある。

(b) 世界市場価格にリンクした国内市場価格の形成¹⁹⁾

17) Biró József, *A külkereskedelmi politika II.*, 1973, 99~101. old.

18) 12/1957. (III. 31) PM. számú rendelet, "Idegenforgalmi Alap" létesítéséről.

16) 78/1975. (XII. 31) PM. számú rendelet, *A külföldi fizetőeszközök átszámításánál alkalmazandó árfolyamokról.*

すでに述べたように、経済改革構想は、世界市場価格と国内市場価格が直結すべきであるという見地に立っていた。しかしこれをただちに実現することが不可能なことは明白であったため、当面の国内価格形成原理としては、①国内の技術・組織化水準を前提とした社会的必要費用水準、②社会的選好、③国内市場での需給関係、の3つが採用された。だが実際の価格決定にあたっては、上記3つの原則のうち①と②しか適用されなかった。もちろんこうして決定された国内価格体系が従来のそれよりもはるかに生産コストに接近したものであったことは疑いえないが、それでもなお、これは、世界市場価格とは別物であった。したがって当然のことながら、世界市場価格と国内市場価格の間には乖離が発生したのであり、こうした乖離＝格差は、輸入価格補助金、関税、輸入取引税、輸出助成金等の介在によって埋め合されていた。だがこうした方式は、1973年以降のオイル・ショックによってその弱点を一挙に露呈することになったのである。けだし、エネルギー・原材料価格が世界市場で大幅に上昇したにもかかわらず、それは国内生産者に十分伝えられなかったからであり、したがってまたこれら資源の節約と産業構造の近代化も十分には促進されなかったからである。かくて、世界市場価格を国内市場価格に直接に反映させることがいまや避けえない課題となった。今年1月1日付で導入された「競争価格原理」は、まさにこの課題に応えるものであった。この競争価格原理とは、エネルギー・原材料部門と加工工業部門に適用された価格形成原理のことであって、国内生産者価格を公定単一商業為替レートを媒介として世界市場価格に直結させること、より具体的には、世界市場価格に為替レートを乗じた値を国内の生産者価格とすることをその内容としている。この場合に採用される世界市場価格とは、具体的には恒常的な——四半期以上にわたる——ドル(西側通貨)建ての輸入価格もしくは輸出価格とされている。個々の品目に対し輸入価格と輸出価格のいずれを適用するかは、全国資材・価格庁長官によって一覧表の形で指示されているが、一般的に言うならば、エネルギー・基礎素材(中間製品)には輸入価格が、加工工業製品(食品加工品は除く)には輸出価格が適用されている。これは、前者の大部分が輸入品であるのに対し、後者はその相当部分が輸出に向けられているためである。

競争価格原理の導入、つまり世界市場価格と国内市場

価格の連携創出により、原理的には、内外価格差の維持のために従来適用されていた輸入取引税や輸入価格補助は不必要となった。しかし現実には、今回もまた一定の特例措置が講じられざるをえなかったため、これらの諸用具は現在も利用されている。しかしこれら用具の意義は、従来よりもはるかに小さくなっている。

経済改革後さまざまな側面から追及された世界市場と国内市場の関連強化は、世界市場価格と国内市場価格の直結化によって基本的には完了したと言えるだろう。もちろん、競争価格原理が真に有効に機能するか否かは実践に待つ以外にはない。したがって今後一層の注意深い観察が必要である。

II 貿易関連の経済規制用具

1. 関税システム

戦後一貫してハンガリーには関税率表が存在し、「機能」していた²⁰⁾が、経済改革以前には、固定的国内価格体系の存在と単一商業(貿易)為替レートの欠如により、関税は事実上その効力を奪われていた。だが経済改革に伴ってより柔軟な価格形態が導入され、事実上の単一商業為替レートが適用されるようになると、関税の役割もいちじるしく高まることになった。事実、経済改革後の輸入規制における関税の意義は、もはや無視しうることのできないものである。これは、1973年にハンガリーがガットに正式加盟した——1966年以来、オブザーバー加盟していた——点にも示されている。

経済改革の際に導入された関税率表は、三本建ての関税率体系によって構成されていた²¹⁾。第1種関税率(特惠関税率)、第2種関税率(最恵国関税率)、第3種関税率(最大限関税率)がそれぞれである。特惠関税率は、国民1人当りの国民所得がハンガリー以下の国からの輸入品に適用されるものであって、他の関税率にくらべはるかに低率である。ただ、1968年時点では具体的な税率決定が不可能だったため、当時この欄は空白のままに残されていた。特惠関税率が具体的に決定されたのは1971年のことである(1972年1月1日から実施)。現在、特惠関税率の対象品目は、800品目に上っている。

最恵国関税率は、最恵国待遇の国からの輸入品に適用されるものであり、最大限関税率は、ハンガリー産品に

19) 詳細は、平泉公雄「ハンガリー経済改革の新段階」『アジア経済』第21巻第7号、1980年7月、2~34ページを見よ。

20) 平泉公雄「ハンガリーの貿易管理制度」『ソ連・東欧諸国の外国貿易国家独占制度の展開』1980年、ソ連・東欧貿易会編、42ページ。

21) 48/1967. (XI. 19) Korm. számú rendelet, A kereskedelmi vámtarifáról.

対し差別的扱いを行っている国からの輸入品に適用される報復的な関税率である。ついでながら1976年には関税率にかんする新しい政府命令が制定されたが、その内容は、1967年のそれとほとんど変わっていない²²⁾。

なお社会主義国間貿易には関税が適用されていない。これは、国家間協定で数量(総額)と価格が定められており、関税が意味をなさないからである。これらの輸入品には、関税のかわりに輸入取引税が適用されている。

2. 輸入取引税、輸入価格補助²³⁾

内外価格間の乖離を埋め合わせる手段として経済改革以前には、貿易価格平衡基金があった。これは、商品の輸出入価格と国内市場価格の格差から生ずる過度の利益もしくは損失を、前者の場合、貿易価格平衡基金に義務的に納入させ、後者の場合、企業からの申請にもとづきここから補填するというものであった。見て明らかなように、この平衡基金は、世界市場と国内市場の分断を制度的に保障する手段に他ならなかった。したがって経済改革がこれを廃止したのは当然であった。もっとも、平衡基金を廃止したとは言え、すでに見たように、経済改革後も内外価格が乖離していることには変わりなかったため、平衡基金に代るものが必要とされた。それが——輸入について言えば——輸入取引税と輸入価格補助であった。前者は、国内価格が世界市場価格よりも高い場合に適用され、後者は、その逆の場合に適用されるものである。

輸入取引税は、消費財にのみ賦課されるが、輸入価格補助は生産財にも給付されている。前者は、関税決定の際に、後者は、関税が賦課されたあとで申請にもとづき、決定される。ついでながら、輸入取引税と輸入価格補助を直接納入もしくは受給する企業は、貿易企業であって、国内の生産・商業企業ではない。

もっとも既にのべたように、今年採用された競争価格原理の結果として、輸入取引税、輸入価格補助の意義は今日ではいちじるしく低下している。

3. 輸出国家還付金、生産者差額取引税還付金

経済改革以前には、すでにのべた貿易価格平衡基金が、事実上の複数为替レートの採用とあいまって、輸出促進機能をも引き受けていた。しかし改革によって平衡基金が廃止されると、これに代る独自の輸出促進手段が必要となった。経済改革の当初に採用された輸助成制度は、

輸出国家還付金(állami visszatérítés)と呼ばれた²⁴⁾。輸出国家還付金とは、国際競争力の弱い輸出品に補助金を与えるというものである。すでに見たように、経済改革で事実上の単一商業為替レートが導入されたことにより、平均外貨産出コストよりも大きな外貨産出コストでしか輸出できない産業部門、製品は、たとえ輸出しても平均以下の収益しかえられなくなった。そこで採用されたのが輸出国家還付金であって、輸出品のフォリント表示収入(「外貨建て収入」×「商業為替レート」)の一定割合を国際競争力の弱い生産企業に給付するというものであった。当初(1968~70年)還付比率は、企業毎に設定されていたが、1971年以降は、部門毎に一律に設定されるようになった。これは、相対的に高い国際競争力をもつ企業をより優遇することにより、同一部門内における企業間のコスト引き下げ競争を促進するためであった。

しかし1980年からは、輸出国家還付金にかわって、生産者差額取引税還付金(különbözeti termelői forgalmi adó visszatérítés)が採用されている²⁵⁾。この制度は、この年に導入された生産者差額取引税(különbözeti termelői forgalmi adó)の一部を輸出企業に還元しようとするものである。ここで生産者差額取引税²⁶⁾とは、輸入もしくは国内で生産されたエネルギー・基礎素材(中間製品)に対して賦課されるものである。その税率は、輸入品の場合であれば、フォリント表示輸入価格と公定国内生産者価格(全国資材・価格庁長官が決定)の差額であり、国内生産物の場合であれば、販売収入の一定割合として定められる。しかし生産者差額取引税還付金は、この生産者差額取引税に直接リンクした形で算定されるわけではない。還付金の算定基礎は、輸出生産企業の純外貨収入(ただし公定商業為替レートにもとづくフォリント表示額)である。そしてこれの10%が還付されることになっている。ただし衣料品の一部(部門番号: 174~176)については16%、食料品、農産物については、別途支給される輸出補助金(exporttámogatás)と合せ、25%が給付されている。

24) 114/1967. (PK. 12) PM. számú együttes utasítás, Az állami visszatérítés rendszeréről; 63/1970. (XII. 31) PM-KKM. számú együttes rendelet, Az állami visszatérítés rendszeréről és az exporttal kapcsolatos adókedvezményről.

25) 23/1979. (XI. 1) PM-KKM. számú együttes rendelet, A különbözeti termelői forgalmi adó visszatérítéséről.

26) 21/1979. (XI. 1) PM. számú rendelet, A különbözeti termelői forgalmi adóról.

22) 21/1976. (VI. 29) MT. számú rendelet, A kereskedelmi vámtarifáról.

23) 31/1967. (XII. 19) PM. számú rendelet, Az import-forgalmiadóról és az importárkiegészítésről.

従来の輸出国家還付金と比較した場合、生産者差額取引税還付金の特徴は、優良産業部門・輸出企業の優遇にあるといえる。なぜなら、前者が国際競争力の弱い産業部門に対してのみ給付されたのに対し、後者は、すべての産業部門には一律に与えられる——それどころか国際競争力の高い農産物にはより高い率さえ保証している——からである。これが単なる輸出促進のみでなく、産業構造の選択的再編成(比較優位部門の拡大, 比較劣位部門の縮小)を狙うものであることは明らかである。

4. 貿易企業の所得規制システム²⁷⁾

今年1月1日から実施されている経済規制システムのもとでの所得規制システムについてはすでに詳細に取り上げたことがある²⁸⁾。したがって本稿では、貿易企業に適用される所得規制システムが一般のそれから乖離している点のみを取り上げたい。それは以下の諸点である。

(1) 一般の企業の一般利潤税率が45%であるのに対し、貿易企業のそれは50%であること。ただし貿易企業が、輸出促進を目的として設立された協同組織のメンバーとなり、自己の企業発展ファンドからこの協同組織に投資もしくは融資した場合には、利潤税の算定基礎となる利潤の5%を上限として投融資額相当分を利潤税から控除することができることとされている。したがって利潤税算定基礎の5%相当額を輸出用のプロジェクトに投融資するならば、その時の利潤税率は、実質上、一般企業のそれと同一水準となる訳である。

(2) 義務的予備ファンドへの繰り入れ比率は、一般企業の場合と同様、算定基礎の15%であるが、一般企業の場合には、義務的予備ファンドの規模は、純物的ファンド総額と賃金コスト総額を合計した額の6%までとされているのに対し、貿易企業にはこうした上限が存在しないこと。一方貿易企業は、義務的予備ファンドを、一般的な目的、つまり経営欠損や収益不足の補填とは別に、貿易に関連した企業間金融や共同出資にも振り向けることができることになった。

以上の(1)と(2)は、明らかに貿易企業を生産企業との共同利害関係の創出へと誘導するためのものである。

(3) 利潤分配ファンドの形成に対して課される追加的な累進利潤税の税率は、一般企業と同じである。ただし、一般企業の場合であれば、企業の収益率に応じた減

税措置が実施されるのに対し、貿易企業の場合には、こうした減税は行われぬ。これは貿易企業の収益が主として市場での価格変動益にもとづくものであることを考慮したためであろう。

(4) 部門間収益率格差の平準化のため高収益生産部門には生産税が賦課されているが、同様の趣旨で貿易企業(部門)の一部に対しては商業税が課されている。税率の算定基礎は、粗商業マージンである。ただ、今年1月1日から実施されている商業税率は、仲介代理企業(エージェンシー)とMASPED(ハンガリー一般運輸会社)を除けば、0%となっている(1979年までは30~50%の税率が一般的であった)。この点を見る限りでは、今回の規制システムによって貿易企業の租税負担は減少したように見えるが、しかし貿易企業の収入源である商業マージン率や貿易関連手数料率 etc. も同時に引き下げられたため、商業税の廃止イコール貿易企業の優遇とは言えないことを確認しておく必要がある。むしろ商業税の大幅縮小は、資本(ファンド)使用税、賃金使用税、輸入取引税、輸入価格補助、その他生産および消費にかかわるさまざまな価格補助を、今回大幅に整理・縮小したのと同様の意義をもつもの、つまり国内価格の形成をこれまで複雑化していた諸ファクターをこの際可能なかぎり排除するという意図に沿ったものであったと見てよい。

おわりに

本稿を通じてわれわれは、経済改革後のハンガリーが、世界市場と国内市場の関連強化のためにさまざまな努力を行ってきたことを知った。改革後10年以上にわたる年月の間に、ハンガリーの生産者達は、世界市場の動きにはるかに巧みに対応しうる能力を身につけてきたと見てよい。今回の経済規則システムの改正で競争価格原理が導入されたのも、おそらくこうした背景をふまえてのことであろう(もちろんすでに述べたように、このもくろみが成功するか否かはいまだ明確ではないが)。もしこの競争価格原理が真に定着するならば、それは改革後一貫して追求されてきた内外市場の直結化が最終的に完了したことを意味するわけであり、このことはまた、ハンガリーの市場型社会主義がその生命力を実証したことをも意味することとなる。

(アジア経済研究所)

27) 30/1979. (XI. 1) PM számú rendelet, *A külkereskedelmi vállalatok jövedelemszabályozásáról.*

28) 平泉公雄「ハンガリー経済改革の新段階」(注19参照)。